

現有技術の抗弁と抵触出願

～抵触出願を根拠に現有技術の抗弁を主張できるか否か～

中国知的財産権訴訟判例解説（第33回）

郭其偉
原告

深圳浩特爾電子技術有限公司
被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国においては特許権侵害訴訟において特許無効の抗弁は認められていないが、現有技術の抗弁を主張することができる（専利法第62条）。

専利法第62条

特許権侵害紛争において、侵害被疑者が、その実施した技術又は外観設計が現有技術又は現有設計であることを証明できる場合、特許権侵害に該当しない。

これは、原告の特許出願よりも前に公知となっている技術又は設計（デザイン）と同一技術又は同一設計を実施している場合に、特許権侵害とするのは妥当でないことから認められている抗弁である。発明特許及び実用新型特許については現有技術の抗弁と呼ばれ、外観設計（意匠）については現有設計の抗弁と呼ばれている。

本事件では、原告の特許出願よりも先の出願日を有するが後に公告された所謂抵触出願（日本の拡大先願）を根拠に、現有技術の抗弁が認められるか否かが争点となった。深圳市中級人民法院は抵触出願であっても現有技術の抗弁に倣って特許非侵害とする判決をなした¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

2007年1月20日、原告郭其偉は、国家知識産権局に“携帯式デジタル顕微鏡”と称する外観設計特許出願を提出した。2008年4月30日、該特許出願は登録された。特許番号はZL200730001934.8

1 深圳市中級人民法院判決（2012）深中法知民初字第607号